

## ケータリングカーによる飲食品販売業務 事業者募集について（概要）

公益財団法人埼玉県公園緑地協会では、当協会が管理する公園を対象にケータリングカーによる飲食品販売を行う事業者と委託契約を締結し、当協会が指示する出店場所、営業日・時間に基づき営業を行っていただくため、出店を希望する事業者を募集いたします。

応募に当たっては、以下の配布期間中に募集要項及び申請書を入手の上、ご応募ください。

### 1. 募集要項及び申請書の配布

配布期間：平成29年1月13日（金）～1月30日（月）※土日祝日は除く

配布時間：10：00～12：00、13：00～16：00

配布場所：公益財団法人埼玉県公園緑地協会本部 経営企画部 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 4-130

### 2. 申請受付

受付期間：平成29年2月3日（金）～2月20日（月）※土日祝日は除く

受付時間：10：00～12：00、13：00～16：00（最終日は12:00まで）

受付場所：公益財団法人埼玉県公園緑地協会本部 経営企画部 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 4-130

所定の申請書に必要書類を添えてご応募ください。

※現地説明会は実施しません。（希望者は所定の期間中に、各自、現地確認を行っていただきます）

### 3. 委託先選考について

提出書類に基づく審査を実施し、受託者を選定します。

### 4. 応募資格

・以下の全てに該当すること。

①平成28年12月現在、飲食業について3年以上法人資格並びに優良な経営実績を有していること。（フランチャイズに加盟している個人事業者は法人格を有しているとは認めません。また、個人事業者としての営業期間は考慮しません。）

②登録申請時点で埼玉県内保健所の自動車による飲食店営業許可を取得していること。（さいたま市あるいは川越市保健所の許可のみ取得している場合は、認めません。）また、当該許可車両を運転できる運転免許を取得していること。

③公園等の公の施設への出店実績があり、安全かつ魅力的に営業できる運営力や信頼性を有すること。

④平成26年4月1日以降食中毒及び火災などの事故がないこと、また、ケータリングカーに係る重大な交通事故（死亡、入院を伴う人身事故）がないこと。

⑤次のいずれかに該当しないこと。

イ 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

## 5. 主な営業条件・経済条件

### ①管理規則の遵守

- ・受託者及びその従業員者は、委託者の営業方針、管理運営方針に従っていただきます。

### ②営業日数／営業時間／出店場所

- ・委託者が指示する営業日、営業時間、出店場所に従って営業していただきます。

### ③業種・業態／取扱い品目／販売方法

- ・業種・業態

飲食店営業（飲食店営業許可（自動車によるもの）に基づくもの）

売店の販売員等は、来園者に優しく丁寧な応接ができるものとし、服装や風貌、応接態度が、粗野とみなされるような者に販売をさせてはならない。粗野か否かの判断は委託者が行うものとする。

- ・取扱品目…ご飯類、麺類、軽食類、菓子類（かき氷、アイス類を含む）、清涼飲料水（自動販売機を除く）

※アルコール類については、委託者があらかじめ販売することを承認した営業日、営業時間、出店場所及び品目についてのみ販売を認めます。

- ・販売方法…対面式販売（自動販売機による営業は認めません）

### ④販売品目・価格

- ・販売品目・価格については、受託者が委託者に申し出て、委託者の承認を得たうえで決定することとします。また、販売品目・価格の変更についても同様とします。

### ⑤飲食営業の許可等の取得

- ・保健所の許可を取得した移動販売車が必要です。また、許可の更新はすべて受託者の負担で行って頂きます。許可が取り消された場合、更新できなかった場合には、契約を解除することがあります。

### ⑥再委託の禁止

- ・受託者は、契約に基づく全部または一部の権利について、第三者に譲渡・転貸または担保に供する等の一切の行為をすることはできません。
- ・また、第三者への再委託による運営も禁止します。

### ⑦原状回復

- ・受託者は、営業日ごと、営業終了の際、直ちに自己の費用により原状に回復していただきます。

### ⑧損害賠償

- ・受託者は、業務の遂行に当たって第三者または委託者に損害を与えた場合、受託者の責任において賠償していただきます。
- ・保健所、消防等の行政指導により、委託者が受託者に対して業務の停止を命じたときは、受託者は直ちに從っていただきます。また、受託者はその結果生じる損害の賠償その他一切の請求をすることはできません。

### ⑨契約の締結条件

- ・日時等、出店に係る条件は当協会からの依頼に基づくものに限り、受託者の希望、都合による出店は認めません。出店公園、出店場所、時間を含め、オペレーションは委託者の指示に従っていただきます。委託者の了解なしに途中閉店も認めません。
- ・営業時は、必ずゴミ箱を設置し、当該ゴミ箱内のゴミは全て持ち帰った上で、適正に処理していただきます。

### ⑩国税、県税、市税等の未納または滞納がないこと。

### ⑪安全・衛生的に食品を搬送できるよう、安定的な仕入先等を有していること。

### ⑫受託者の負担すべき経費について負担能力があること。

### ⑬売上管理手数料

- ・委託手数料は、売上金額の一定割合額（※募集要項に記載）とします。（売上金額、委託手数料共に税込み）
- ・売上金は受託者が収受し、営業日ごとに売上額を委託者に報告していただきます。売上額は1ヶ月ごとに集計の上、その中から当該委託手数料を翌月末日までに委託者にお支払いいただきます。
- ・売上管理手数料の支払いに要する経費は受託者の負担とします。

### ⑭関連費用等

- ・ケータリングカーに係る税金、車検、保険料、その他の維持管理費用等は、全て受託者の負担となります。

## 6. 営業期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

受託者は、委託者との間で別途業務委託契約を締結し、当協会が指示する出店場所、営業日・時間に基づき営業を行っていただきます。

契約期間中の運営状況等に問題がなければ、年度ごと契約を更新します。